

地方公共団体への公金納付のデジタル化に係る実務検討会（第3回） 議事概要

- 1 日時：令和5年9月29日（金）10：00～12：00
- 2 場所：オンライン開催
- 3 議題
 - ・地方公共団体の公金収納に関する eLTAX の活用（対象公金の範囲等）について
- 4 資料
 - ・資料1 地方公共団体の公金収納に係る eLTAX の活用について
 - ・資料2 地方公共団体の公金収納に係るサンプル調査の結果について
- 5 議事概要
 - 事務局から、資料1及び資料2に沿って説明。その後、意見交換を実施。

○構成員、●事務局

【質疑応答】

- 資料1において、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とすることを重点的に要請する公金が挙げられているが、eLTAX の活用は地方公共団体の規模に係らずに収納の多様化を前進させるものであり、納付者の利便性向上に資するものであることから、その他の公金も含め広く eLTAX の活用が可能となるよう財政支援をお願いしたい。
 - また、令和8年9月までの開始を目指すこととされているが、それまでの具体的なスケジュールを教えてください。
 - 共通納税機関コードの設定については、原則1つとした上で、上下水道使用料を対象とする場合に2つ目の共通納税機関コードを設定することができることとあったが、上下水道使用料を対象としない都道府県においても、税とその他の公金で2つの共通納税機関コードを設定できるようにしてほしい。
- 財政措置については、現時点でお答えできるものはないが、今後必要な対応を検討してまいりたい。
 - また、スケジュールについては、本検討会后、近日中に関係府省庁連絡会議を開催し、取組の実施方針を決定した後、地方公共団体向けに説明会や意向調査を行いたいと考えている。
 - 口座数については、1団体につき地方税に係るものも含め2つまでを原則とすること

を考えているが、それでは実務上支障が生じるということであれば、具体的に教えていただければと思う。

- eLTAX を活用した収納にあたってのシステム改修等の費用については、適切な財政措置をお願いしたい。

また、例えば、学校においては、県であれば県立高校授業料があるが、そのほかに修学旅行の積立金や学校給食費等、自治体の歳入歳出予算に上がってないもので、公金に準じた扱いをしている収入があり、口座引き落としによる収納のほか、納付書により徴収している部分がある。このような公金に準じる取扱いをしている収入についても、納入義務者の利便性の向上や金融機関における収納事務の効率化の観点から、口座数に関して、税用として1口座、税以外の分として1口座、それ以外にその他の収納金としての口座の最大3つ、設定していただきたい。

- 口座数について、各地方公共団体によって様々事情があるかと思うので、いろいろと実情を伺いながら、どういう整理が可能かというところを、システムの負荷の観点も踏まえて、関係者との協議の中で最終的には整理していきたい。また、修学旅行の積立金や学校給食費等、公金になっていない徴収金を公金にしようという働きかけが、文科省から地方公共団体に対してなされていることは認識しており、その関係をどうするかということかと思う。
- すでに意見が出されているが、eLTAX の活用を可能とするために必要なシステム改修に要する経費については、補助金等による財政支援をお願いしたい。
スケジュールについて、令和8年9月から eLTAX を活用した納付を開始するのであれば、令和7年度からシステム改修を行う必要があり、そのための予算要求に間に合わせるために、令和6年度はじめには仕様書の提示をお願いしたい。
- 財政措置については、先ほど申し上げたとおり、今後必要な対応を検討してまいりたい。
スケジュールについては、ご質問いただいたとおりのイメージを想定しており、令和6年度はじめには見積もりの参考となる eLTAX の仕様書を公開できるよう、地方税共同機構とも連携しながら取り組みたいと考えている。
- DX の推進は重要であるが、デジタル化に対応できない住民がいることを考えると、既存の仕組みも残す必要があり、何を残すのかも整理する必要がある。
- 各地方公共団体の事務負担や職員配置などの状況は様々であると認識しているが、今回の取組は住民の利便性向上だけでなく、地方公共団体・金融機関のバックヤードの効率化にも資するものであり、また、窓口での納付ができなくなるわけでもない。全国的に共通の取扱いとする公金について、いずれの団体においても eLTAX を活用して納付することが可能となるよう、各地方公共団体においてしっかりと取り組んでいただきたい。

○ 税の納付書について、表示が分かりづらいなどの指摘がある。納付書の表示や記載事項については、分かりやすいものとしてほしい。

○ 道路占用料について、占用許可も eLTAX でできるようにすることを考えているのか。

● 今回の取組は、あくまで収納部分のみを対象とするものである。

○ 税の納付書の表示が分かりづらいという意見があったが、金融機関の窓口業務においても、納付書の分かりやすさというのは重要。この機会に仕様書でフォーマットを統一的に示していただきたい。

共通納税機関コードは、現在 1 団体 1 コードの前提でシステム構築をしている。その数を 3 倍、4 倍にすると、金融機関側のシステム開発コストがかかる。

● 口座数の設定については、先ほど申し上げたとおり、1 団体につき地方税に係るものも含め 2 つまでを原則とすることを考えているが、最終的にどのような整理とするかについては、地方公共団体のニーズとシステムの負荷や金融機関の負担などのバランスを考慮して検討してまいりたい。

○ 国民健康保険料など、いずれの地方公共団体においても相当量の取扱件数がある公金だけでなく、道路占用料など、その性質上当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する公金についても、令和 8 年 9 月から eLTAX を活用した納付を開始するという理解でよいか。

また、地方税法や地方自治法などの関係法令の改正は、予定通り令和 6 年通常国会において改正するのか。

● 開始時期については、令和 8 年 9 月までに eLTAX を活用した公金収納を行うことができる環境を整えようとするものであり、各地方公共団体においても、それを目指していただくのが基本であると考えているが、各システムの更新時期などを踏まえ、対応いただくことになる。

なお、保険料関係については、実務上、多くの地方公共団体において、年度当初に当該年度の納付書を一齐に送付している実態があることを踏まえると、令和 9 年度賦課分から対応することになることが想定される。

法改正については、本年 3 月の関係府省庁連絡会議で決定した方針のとおり、次期通常国会に関係法律の改正案を提出することを目指し作業を進めている。

○ 仮定の話だが、全国的に共通の取扱いとする公金について、地方公共団体によっては、開始が間に合わず、令和 8 年 9 月よりも遅くなることもあり得るのか。また、要請の結果、全団体に対応されない可能性もあるのか。全国的に共通の取扱いとする以上、地方公共団

体で対応の有無に差が出る形でスタートすることは業務効率化の観点から望ましくないと考えており、可能な限り同時期、かつ早期の導入を希望する。

- 開始が遅くなる団体が出て来る可能性はありうるが、システム標準化の対象業務に係る公金については、標準仕様書に要件を規定することによって全団体の対応が実現されるものと考えている。また、それ以外の公金についても、重点的に要請を行うとともに、意向調査などの取組を通じて、地方公共団体においてスケジュールに沿って取り組む考えがあるかどうかを把握し、もし対応のお考えがないというところがあれば、個別にご事情をお聞きするなどして、できないということに関して何らかの課題があれば、その解消を図り、全団体でやっていただくようにしっかり取り組んでいく。

- 各地方公共団体のシステム改修に要する経費への財政支援や、全国的に共通の取扱いとする公金の範囲の拡大について検討いただきたい。

また、口座の設定数については、関係者の意見をよく聞いていただきたい。

- 全国的に共通の取扱いとする公金以外についても、各地方公共団体において積極的にeLTAXが活用されるよう取り組んでまいりたい。

口座の設定数については、先ほど申し上げたとおり、関係者の意見をよく伺いながら、地方公共団体のニーズとシステムの負荷や金融機関の負担のバランスなどを考慮して検討してまいりたい。

(以上)